

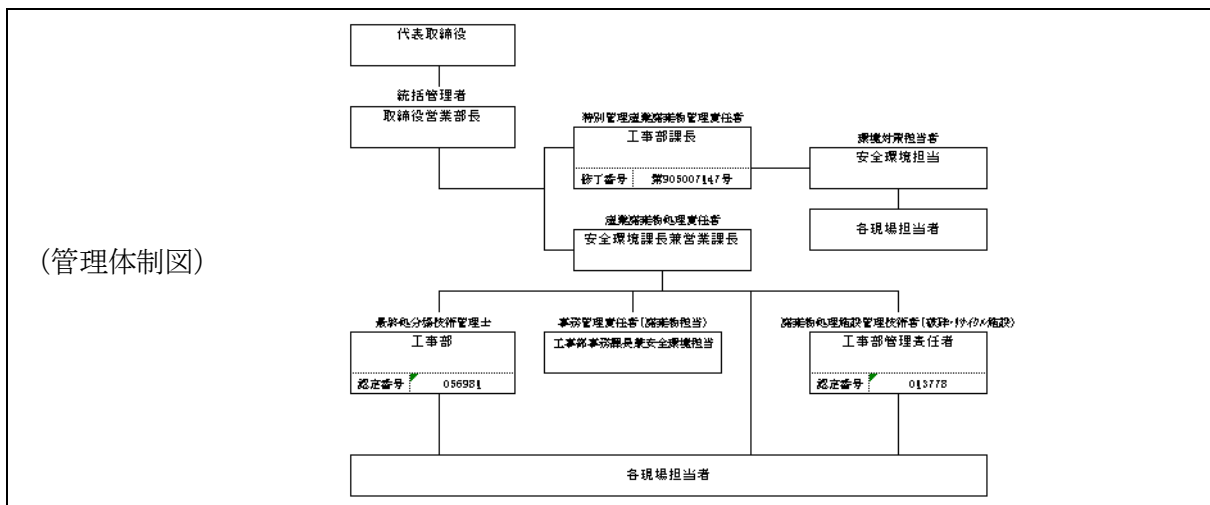
様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書	
令和4年 5月 18日	
愛知県知事 殿	
提出者 住 所 静岡県浜松市南区米津町2266番地の1 氏 名 山吉建設株式会社 代表取締役 菅沼 孝之 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 053-448-0061	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	愛知県内各現場
事業場の所在地	愛知県内各現場
計画期間	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	2,870,513千円 (元請完成工事高)
③ 従業員数	64人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	解体 →処分場 (再生処理) →処分場 (中間処理) →最終処分 (埋立処分) →処分場 (中間処理) →処分場 (再中間処理) →最終処分 (埋立処分)

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙1のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 選別作業員の確保・各現場への分別用コンテナの設置 ・ ミンチ解体の禁止
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 作業員への周知徹底 ・ 作業員の教育 (情報交換・建設リサイクル法の再教育)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（コンクリートがら）	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・発注者にも説明し、移動式破砕機の現場導入を促す		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（コンクリートがら）	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	20,000 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・移動式破砕機を多用する ・発注者にも説明し、移動式破砕機の現場導入を促す ・マグネットを多用し、金属くずの回収		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類 (石綿含有産業廃棄物)	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.4 t	t
	(これまでに実施した取組) ・展開検査 ・異物混入物の受入れ制限 ・毎月の水質検査		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類 (石綿含有産業廃棄物)	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	50 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・展開検査 ・異物混入物の受入れ制限 ・毎月の水質検査		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和3年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) ・処分場の視察 ・インターネットでの情報収集 ・責任者会議での情報伝達（教育）（月1回） ・優良認定処理業者への搬出を増やす			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・優良認定処理業者への搬出を増やす ・委託業者の審査をより綿密に行う ・年1回、処理委託業者の処分場を視察する 			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項(別紙1)

現 状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	木くず	石膏ボード	コンクリート破片	アスファルト・ コンクリート破片
	排出量	63.00t	15.00t	94.00t	4.00t	881.00t	589.00t
	産業廃棄物の種類	混合廃棄物	がれき類 (石綿含有産業廃棄物)	ガラスくず、コンクリー トくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物)	蛍光灯 (水銀使用製品産業廃棄 物)		
	排出量	1,826.00t	0.40t	26.00t	0.02t		

計 画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	木くず	石膏ボード	コンクリート破片	アスファルト・ コンクリート破片
	排出量	10.00t	30.00t	100.00t	10.00t	21,000.00t	800.00t
	産業廃棄物の種類	混合廃棄物	がれき類 (石綿含有産業廃棄物)	ガラスくず、コンクリー トくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物)	蛍光灯 (水銀使用製品産業廃棄 物)		
	排出量	500.00t	60.00t	50.00t	1.00t		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項(別紙2)

現 状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	木くず	石膏ボード	コンクリート破片	アスファルト・ コンクリート破片
	全処理委託量	63.00t	15.00t	94.00t	4.00t	881.00t	589.00t
	優良認定処理業者への 処理委託量	63.00t	2.00t	26.00t	4.00t		
	再生利用業者への 処理委託量			68.00t		881.00t	589.00t
	認定熱回収業者への 処理委託量						
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量						

計 画	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	木くず	石膏ボード	コンクリート破片	アスファルト・ コンクリート破片
	全処理委託量	10.00t	30.00t	100.00t	10.00t	21,000.00t	800.00t
	優良認定処理業者への 処理委託量	10.00t	30.00t	20.00t	10.00t	200.00t	200.00t
	再生利用業者への 処理委託量			80.00t		800.00t	600.00t
	認定熱回収業者への 処理委託量						
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量						

産業廃棄物の処理の委託に関する事項(別紙2)

現 状	産業廃棄物の種類	混合廃棄物	がれき類 (石綿含有産業廃棄物)	ガラスくず、コンクリー トくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物)	蛍光灯 (水銀使用製品産業廃棄 物)		
	全処理委託量	1,826.00t	13,181.00t	1,111.00t	7.00t		
	優良認定処理業者への 処理委託量	1,824.00t	13,181.00t	1,111.00t	7.00t		
	再生利用者への 処理委託量						
	認定熱回収業者への 処理委託量						
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量						

計 画	産業廃棄物の種類	混合廃棄物	がれき類 (石綿含有産業廃棄物)	ガラスくず、コンクリー トくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物)	蛍光灯 (水銀使用製品産業廃棄 物)		
	全処理委託量	500.00t	10.00t	50.00t	1.00t		
	優良認定処理業者への 処理委託量	500.00t	10.00t	50.00t	1.00t		
	再生利用者への 処理委託量						
	認定熱回収業者への 処理委託量						
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量						